

東京の高齢者の約4割が悪質商法に遭遇！

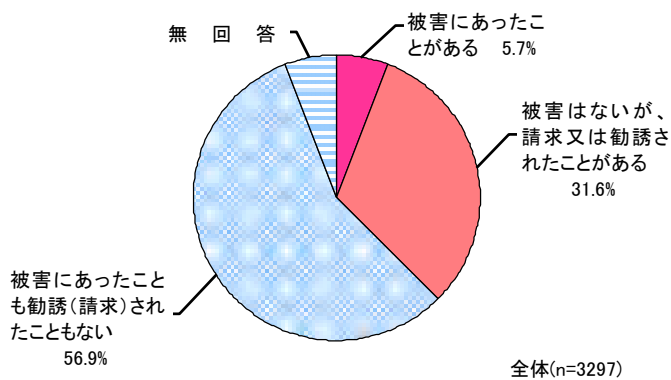
～高齢者の消費者被害に関する調査結果～

東京都では、高齢者の消費者被害の実態を把握し、その被害の未然防止・拡大防止に向けた情報発信の参考とするため、都内の各区市町村老人クラブ連合会に所属する70歳以上の会員5,300人を対象に「高齢者の消費者被害に関する調査」を実施しましたので、その結果をお知らせします。

【調査結果のポイント】

高齢者の約4割が悪質商法の被害の危険に遭遇！

【悪質商法の被害経験】

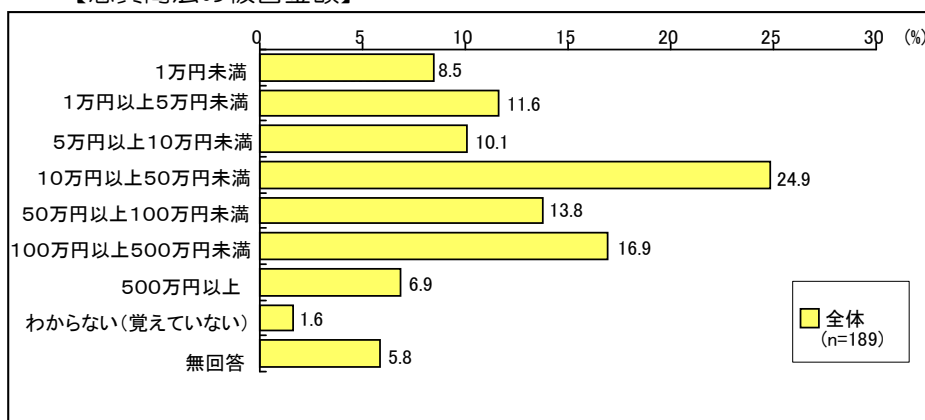


「架空請求」「点検商法」「次々販売」「利殖商法」「催眠(SF)商法」の5つの商法を挙げ、60歳を過ぎてから被害にあったことがあるか聞いたところ、全体の5.7%が「被害にあった(契約した・お金を支払った)ことがある」と回答した。さらに、「被害はないが、請求又は勧誘されたことがある」が31.6%となっており、実際の被害にあった人と合わせると、37.3%が何らかの被害の危険に遭遇している。

(概要版P4)

100万円以上の高額被害が2割超。500万円以上の被害も発生！

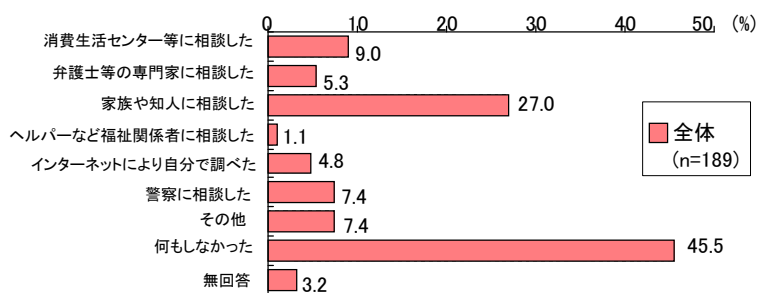
【悪質商法の被害金額】



悪質商法による被害経験者の被害金額を聞いたところ、「10万円～50万円」が24.9%で最も多い。高額被害の状況を見ると、「100万円～500万円」が16.9%、「500万円以上」が6.9%となっており、合わせて23.8%（2割超）の人が100万円以上の高額被害にあっている。（概要版P5）

悪質商法の被害にあった後、「何もしなかった」人が約5割

【悪質商法の被害後の行動】（複数回答可）



悪質商法の被害にあった後の行動について聞いたところ、「何もしなかった」人が45.5%と約5割となっている。「家族や知人に相談した」が27.0%、「消費生活センター等に相談した」が9.0%と続く。
(概要版P6)

「何もしなかった」理由は「自分にも責任があったから」

被害後に「何もしなかった」理由としては、「自分にも責任があったから」と回答した人が62.8%と最も高く、6割を超えている。(概要版P6)

※調査結果の概要は、別添資料を御覧ください。

※調査結果報告書(全文)は、こちらを御覧ください。⇒「東京暮らしWEB」<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

【資料】

(1) 調査実施の概要

調査対象：老人クラブ会員調査

都内の各区市町村老人クラブ連合会の70歳以上の会員 5,300人

調査期間：平成25年10月15日から11月25日まで

調査方法：53区市町村老人クラブ連合会事務局による協力型郵送調査

有効回収数：3,297人(回収率 62.2%)

(2) 設問で挙げた悪質商法

今回の調査では、主な悪質商法のうち、特に高齢者が狙われやすいとされる次の5つの商法について調査を実施した。

【架空請求】 アダルトサイトなどで、利用料金や利用規約を明確にせず、消費者がクリックすると「契約完了」「料金請求」などと表示し、高額な料金を請求するという商法。

【点検商法】 「点検に来た」「無料で点検する」と言って家に上がりこみ、「布団にダニがいる」などと不安をあおり、商品やサービスを契約させる商法。布団類・浄水器・リフォーム工事・建物清掃サービスなど。

【次々販売】 消費者が一度契約すると、必要の無い商品やサービスを次々と販売して過剰な量の契約をさせる商法。複数の事業者が入れ替わり販売するケースもある。健康食品・布団類・エステ・リフォーム工事など。

【利殖商法】 「値上がり確実」「必ず儲かる」など利殖になることを強調し、投資や出資を勧誘する商法。株・公社債・分譲マンション・ファンド型投資商品など。

【催眠(SF)商法】 「景品をプレゼントします」「健康に良い話をする」と言って人を集め、締め切った会場で日用品等を次々に無料で配り、雰囲気盛り上げ興奮状態にして、最終的に高額な商品売りつける商法。

問合せ先：生活文化局消費生活部企画調整課
電話 03-5388-3076 (直)